

参考資料

鳥取県指導農業士の認定について

昭和51年に農業後継者育成の一環として国の協同農業普及事業に位置づけられたことを受けて、鳥取県でも昭和51年に農業士制度をスタートさせました。指導農業士は、地域リーダーとして、地域の農業振興のために様々な活動をされています。

1 指導農業士の活動について

【活動内容例】

- 新規就農者の育成
- 農村青年会議や農村女性グループ等の活動に対する指導・援助
- 農業改良普及事業への協力
- 市町村及び県の農林行政への提言と地域農業振興への協力

【活動方法】

- 指導農業士は、自らの営農に支障のない範囲で活動。
- 具体的な活動内容については、各地区農業士連絡協議会において、指導農業士と市町村及び県（農業改良普及所、農業振興課等）が協議のうえ、決定。

2 指導農業士の認定について

市町村長の推薦により、鳥取県知事が認定します。

認定基準は、概ね35歳から65歳までの農業者で、次のすべてに該当する方です。

- 地域の農業者の指導・援助に熱意があり、指導農業士の活動を意欲的に行うことが期待される方
- 優れた農業経営を実践し、又は農村生活の向上に取り組み、地域リーダーとしてふさわしい方

【参考】

移動農業士の推移

区分	人数		地区別人数							
			鳥取	八頭	倉吉	東伯	米子	大山	日野	
R8-10 今回認定 (予定)	合計		70	15	8	12	10	13	6	6
	内訳	男性	53	13	6	9	5	10	4	6
		女性	17	2	2	3	5	3	2	0
R5-7 前回認定	合計		74	15	8	14	10	13	9	5
	内訳	男性	55	11	6	12	5	11	5	5
		女性	19	4	2	2	5	2	4	0